

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、建設業者の監督処分について次のとおり公告する。

平成22年12月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 処分をした年月日  
平成22年12月20日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第3条の規定に基づく許可番号
  - (1) 商号  
高木組株式会社
  - (2) 主たる営業所の所在地  
丸亀市郡家町2047番地1
  - (3) 代表者の氏名  
高木 修
  - (4) 許可番号  
香川県知事許可（般一19）第7381号
- 3 処分の内容  
建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業）
- 4 処分の原因となった事実  
高木組株式会社の役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により、平成22年11月26日に高松地方裁判所丸亀支部から懲役1年6月執行猶予3年に処する旨の判決を受け、同年12月11日にその刑が確定した。  
このことは、建設業法第29条第1項第2号に規定する許可の取消事由に該当する。